

令和3年7月30日 招集

7月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会

令和3年7月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年7月30日(水)午後2時00分から

2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール

3 出席農業委員 (16人)

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川 浩成	6番 広川 浩
7番 清水 和子	9番 棚邊 友衛	10番 堀内 多計司
11番 大島 伸吾	13番 笠原 和仁	14番 増井 勝
15番 小野塚 彦榮	16番 田邊 重夫	17番 槇田 士農夫
18番 吉田 浩		

4 欠席農業委員 (3人)

8番 土田 正志 12番 阿部 マサ子 19番 田中 一男

5 出席農地利用最適化推進委員 (14人)

2番 伊藤 勇	3番 大岩 稔	5番 鈴木 隆
6番 青柳 一	7番 大滝 幸子	8番 尾張部 満
10番 高井 榮志英	11番 中野 文和	14番 本間 真由美
16番 赤川 勢一	17番 小林 克巳	21番 小林 守
25番 高橋 忠雄	27番 長谷川 一利	

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭
農地係長 宮川 一也

事務局次長 佐々木 徹
農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第28号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第29号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地所有適格法人の報告について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第30号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議事（部会所掌外）

議案第31号 新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員（西蒲区）の選任に関する要綱（案）について

(3) その他

(4) 閉 会

8 会議の概要

開会時間：午後2時00分

事務局長	定刻になりましたので、これより7月定例総会を開会します。 開会にあたり間宮会長よりごあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。なお、本日、8番、土田委員、12番、阿部委員、19番、田中一男委員より欠席の連絡が入っておりますが、会議規則第4条の規定により定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。併せて、14名の農地利用最適化推進委員の皆さんが出席しておりますことを報告します。それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。
議長（会長）	それでは、議事日程に従って議事を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので、1番、武田要一郎委員、2番、小林喜一郎委員を指名します。 引き続き、日程第2の議事に入ります。 最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代します。
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第28号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第29号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定に関する意見決定について、以上2件を一括して、事務局より説明をお願いします。
事務局（農地係長）	議案第28号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、説明します。 1号案件は、中之口地区において、建設業及び産業廃棄物の収集・運搬業を営む転用事業者が、敷地内の事務所移転に伴い従業員駐車場及び資材置場の使用ができなくなることから、この度、賃借権の設定により申請地を借り受け、一時的に整備を行い、その敷地を確保する計画です。 2号案件は、巻地区において、現在、西区の共同住宅にお住いの転用事業者夫婦が、この度新しい命を授かり今後の生活のことを考えるようになり、実家隣接にある申請地を父より使用貸借により借り受け、個人住宅を建築し、移り住む計画を立てたものです。 3号案件は、巻地区において、今年、子供が生まれ、家族3名で中央区の共同住宅にお住いの転用事業者が、将来のことを考え、実家近くにある申請地を父より使用貸借により借り受け、個人住宅を建築し、移り住む計画を立てたものです。 4号案件は、巻地区において、平成27年より無断で農機具格納庫を建築し使

用していた転用事業者が、違反転用が判明したことを機に、その是正を行うため、申請地を買い受け、追認申請を行うものです。なお、この度の申請にあたり、これまで申請地を無断使用してきたことを深く反省する旨の「始末書」の提出がありましたことを報告します。

5号案件は、巻地区において、宗教法人である転用事業者は、敷地内の駐車場だけでは手狭であるため、その解消を行うべく、近くにある申請地を買い受け、駐車場の増設を行う計画です。

以上の転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しています。

いずれも、調査委員会に付託されている案件です。

続きまして、議案第29号、農地法第3条第2項第5号の規定による別断面積の設定に関する意見決定について、説明します。

議案の説明に入ります前に、本日配付しました別紙資料1を説明します。1ページには、この度、新潟市長より提出のありました別断面積の設定に対する意見照会文が載せてあります。また、2ページ及び3ページには、別断面積の基準についての関係法令が載せてあります。それでは、議案の説明に入ります。

農地法第3条により許可を行う際には、皆様ご承知のとおり7つの許可要件があります。その1つに農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積要件があります。下限面積の要件につきましては、「農業経営を効率的かつ安定的に継続して行うためには一定の経営面積が必要という考えに基づき、都道府県においては、耕作に供すべき農地の合計面積が50アールに達しない場合は許可することができない」と規定されています。

この下限面積につきまして、新潟市においては、「市長が、農地法施行規則第17条に規定する基準に従い50アールの範囲内で別段の面積を定めることができる」とされており、「設定又は修正においては、その必要性を利用状況調査の結果等に基づき検討すること」とされています。

この度、別段面積の設定について、新潟市長より当農業委員会に対し意見照会がなされたことから、7月20日に農地部会が開催され、別段面積の設定に係る意見内容について審議をいただいたうえで、この程、議案として上程させていただきました。

意見内容について説明します。別段面積の基準としては2つの規定があります。その一つは、農地法施行規則第17条第1項において、「平均的な経営面積が小さい地域であり、下限面積未満の農家数の割合が概ね区域全体の40%を下らないよう算定すること」と規定されています。そして、二つ目は、同法施行規則第17条第2項において、「高齢兼業化により農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図れないと判断された場合」と規定されています。まず、同法施行規則第17条第1項においては、西蒲区域内では、これまで間瀬地区、五ヶ浜及び角海浜地区においては、平均的な経営規模が小さい地域であることから10アールを別段面積として設定しています。その状況は、今年度の集計結果においても全く変わっておらず、引き続き10アールを別段面積とすることが必要と思われます。また、その他の地区に関しては、2020年に行われた農林業センサスの状況では、現在の下限面積である50アール以下の農家の割合が全体のわずか4.7%であることから、別段面積の設定を行う必要性は認められないものと思われます。

次に、同法施行規則第2項においては、現在の遊休農地の割合が西蒲区域全体で0.33%であり、農地の遊休化が深刻な状況とは思われないことから、別段面積の設定を行う必要性は認められないものと思われます。

	<p>以上のことから、別段面積の設定に関する意見については、議案のとおり新潟市長に対し回答を行うものです。以上で説明を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。引き続いて、調査委員会の結果について、調査委員長より報告をお願いします。</p>
5番（武田要一郎委員）	<p>それでは、去る27日、区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。 出席委員は7名で、調査委員長は、わたくし、武田要一郎が務めました。 聴取案件は、「農地法第5条許可申請 5件」でした。 別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。 ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第28号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、採決します。 提案のとおり申請を許可することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第29号、農地法第3条第2項第5号の規定による別断面面積の設定に関する意見決定について、採決します。 提案のとおり決定することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、提案のとおり決定とします。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第4条転用届出に関する受理について、農地法第5条転用届出に関する受理について、農地所有適格法人の報告について、以上6件を一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>最初に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告します。1号及び3号は、農地転用を行うため、それぞれ合意解約を行うものです。2号は、賃貸人の都合のため合意解約を行うものです。 続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて6件の届出があり、受理をしましたので報告します。なお、当委員会への利用権設定等の斡旋の希望はありませんでした。</p>

	<p>続きまして、農地の転用事実に関する照会書について、報告します。1号、2号及び3号については、新潟地方法務局から「地目認定」の照会があり、「非農地」として回答しましたので報告します。</p> <p>続きまして、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告します。1号は、西川地区において、「個人住宅建築敷地」として届け出がありましたので報告します。</p> <p>続きまして、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告します。1号は、西川地区において、一時転用による「仮設現場事務所及び駐車場敷地」として届け出がありました。2号は、西川地区において、「駐車場敷地」として届け出がありました。3号は、西川地区において、「個人住宅建築敷地」として届け出がございました。</p> <p>続きまして、農地所有適格法人の要件確認について、報告します。本日、お手元に配布しました「別紙資料2農地所有適格法人の要件」と併せてご覧ください。</p> <p>今回要件確認を報告します「農地所有適格法人」は、昨年と比べ、1法人が事業停止により減り、3法人が増加したことにより、55法人となっております。</p> <p>農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条第1項の規定に基づき、事業年度終了後3ヶ月以内に、事業の状況を農業委員会に報告することとされております。また、同法第6条第2項では、「農業委員会は、提出のあった報告書に基づき農地所有適格法人が要件を満たさなくなる恐れがあるときは、その法人に対し、必要な指導勧告をすることができる」と規定されております。このことから、当農業委員会では、報告のありました55法人の報告内容を別紙資料2に記載の「形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」の4つの要件に照らし合わせ、7月20日に開催されました農地部会において審議していただき、すべての法人が農地所有適格法人であるための要件を具備していたことを確認しましたので報告します。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
議長（農地部会長）	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明にご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長（農地部会長）	皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。 以上で農地部会所掌の議事は終了しました。 議長を吉田農政振興部会長と交代します。
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>
議長（農政振興部会長）	それでは農政振興部会の所掌に関する議案について、議事を進めます。 議案第30号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局（農政振興係長）	議案第30号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、説明します。 表紙をめくっていただきまして、「令和3年 利用権促進事業地区別実績表」の「新規分」です。今月は新規の利用権設定のみです。 利用権設定の契約期間10年のみで、中之口地区、1件、畑、8,524㎡です。 詳細については1ページ1号に記載のとおりです。実績表の2ページ目は集計

	<p>表ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものです。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>議案第30号、新潟市農用地利用集積計画の決定について採決します。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認と決定とします。</p> <p>なお、決定された計画は、令和3年8月16日に公告の予定です。</p> <p>以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。</p>
	<p><吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ></p>
議長（会長）	<p>増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、日程第4、部会所掌外の案件について議事を進めます。</p> <p>議案第31号、新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員（西蒲区）の選任に関する要綱について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>議案第31号について説明いたしますが、その前に新委員選任のスケジュールをお話しします。</p> <p>最初に、本年7月1日新潟市議会定例会において、「新潟市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について」が議決され、統合後の委員数が決定されました。</p> <p>そして、本日の定例総会において、農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱についての審査及び決定を諮ることとなっております。なお、農業委員の選任要綱は、市農林水産部での決定となる予定です。</p> <p>次に8月発行の農業委員会だよりにおいて、農業委員会の統合と委員募集記事が掲載されます。</p> <p>委員の募集開始は10月1日からとなります。募集要項は農業委員会事務局及び区役所産業観光課において配付します。また市ホームページにも掲載されます。</p> <p>応募については、所定の様式により農業委員会事務局で受け付けます。また、市ホームページにおいて応募の中間状況を公表する予定です。応募の締め切りは11月1日です。期限までの必着となります。</p> <p>年明けの1月に委員応募者の評価会議を、推進委員は農業委員会で、農業委員は市農林水産部で開催し、委員の候補者が決定されます。</p> <p>2月には、農業委員選任案を市議会に上程し、議決が行われます。そして3月になると、農業委員選任の通知と推進委員候補者へ総会出席を依頼します。</p> <p>4月をもって、新潟市の新農業委員会が発足し、定例総会を招集して、農業委</p>

	<p>員の辞令交付と推進委員の決定及び辞令交付が行われます。</p> <p>以上が、新委員選任までの大まかなスケジュールとなります。</p> <p>議案第31号は、農業委員会等に関する法律及び新潟市農業委員会の委員等の定数に関する条例に基づいて、農地利用最適化推進委員を選任するため、案のとおり改めることを提案するものです。主な変更点として、要綱のタイトルは「新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員（西蒲区）の選任に関する要綱」となり、推進委員の総数は40人以内とするものです。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>議案第31号、新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員（西蒲区）の選任に関する要綱について、採決します。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。</p> <p>以上で、議事として提案した案件は終了しました。</p> <p>引き続き、その他の案件に入ります。事務局よりお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>7月の会務と8月の業務予定について報告します。</p> <p>7月の会務報告はご覧のとおりです。暑い中での農地パトロール、大変お疲れ様でした。</p> <p>8月の業務予定ですが、最初に、3日は西蒲原土地改良区西地区委員会が開催され、会長が出席の予定です。</p> <p>18日は、市町村農業委員会代表者研修会が開催され、会長、各部長、各職務代理、事務局長が出席の予定です。本日、関係者には別途に案内を配付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>19日は、市内6農業委員会連絡協議会が開催され、会長、会長職務代理、事務局長が出席の予定です。内容は副市長との懇談等が予定されています。</p> <p>25日は、女性委員によるにしかんないり野菜を活用した食の取り組みの一環として、一般市民を対象とした、「調理をしない料理教室」が開催されます。昨年12月にも開催し、好評を得ておりましたが、今回は夏野菜を使用し、一流ホテルのシェフによる講演と料理の試食が予定されています。</p> <p>26日は8月の調査委員会を開催する予定です。今回は第5調査委員会の委員の皆さんが担当となりますので、よろしくお願いします。</p> <p>8月の定例総会は31日に、本日と同じくここ巻地区公民館で14時から開催の予定です。</p> <p>次に、いくつかお知らせをいたします。</p> <p>最初に、全委員研修会開催のお知らせです。事前に案内を送付させていただきましたが、9月30日の定例総会終了後に、全委員研修会を開催する予定です。時間は午後4時から、会場はJA越後中央巻支店2階の大会議室です。</p>

	<p>研修のテーマは「人・農地プランについて」と題して、他都市の取り組み事例についてのビデオ視聴と、区産業観光課担当職員による、西蒲区での人・農地プランの取り組みの現状などをお話いただく予定です。</p> <p>次に、全国農業新聞前期普及協調月間についてです。本日配付の資料5をご覧ください。先月の総会でもお話ししましたが、8月から11月までの前期普及強調月間の取り組みについて、改めて委員の皆さんに周知をお願いするものです。この期間中、一部普及につきクオカード千円分が贈呈されます。</p> <p>次に、令和2年農業委員会だより全国コンクールにおいて、西蒲区農業委員会だよりが全国で2位となる優秀賞を受賞したことについては以前にもお話ししましたが、このたび全国農業会議所より賞状が届きましたので、皆さんに披露いたします。</p> <p>最後に、新潟県農業会議より遊休農地解消対策のリーフレットについて、委員に配付してほしいとの依頼がありましたので、本日、皆さんに2部ずつ配付いたします。</p>
事務局（農地係長）	<p>競売による農地売却の通知について、説明します。</p> <p>この度、新潟地方裁判所より競売による農地売却の通知がありましたので、皆様にご紹介します。</p> <p>競売物件につきましては、ここに記載のある市街化区域内の農地とその他の宅地、雑種地が混在している競売地となっており、なおかつ家屋も同一競売物件となっている特殊な形のものであります。そのため、農地のみでの売買額となっていないため、売却価格等については、資料には載せていません。なお、農地物件につきましては、その条件から、転用目的による「農地法第5条の規定による届出書を要する買受適格証明願書」の提出による競売参加者が出てくるものと想定されます。</p> <p>皆様におかれましては、後程、注意事項等を良く確認のうえ、市民の皆様よりご相談のある際には、ご指導いただきますようお願いいたします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>続きまして、事務局からは最後になりますが、3点連絡させていただきます。</p> <p>まず、1点目ですが、利用権設定の更新手続のお手紙発送のお知らせです。本日配布いたしましたクリーム色の資料7をご覧ください。両面刷りの資料ですが、右肩に資料7-1となっている方が相対契約の方宛、右肩に資料7-2となっている方が農協経由での契約をしている方宛に発送した案内文となっています。昔でいう離農給付金、今は経営転換協力金と言っていますが、その個人での申請受付が今年度で終了という状況の中で、例年、この更新の案内が、来年度以降の農業経営の方向性を決める1つのきっかけとなる場合もあるようですので、例年より少し早めに案内を発送しましたので情報提供します。よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして2点目ですが、その経営転換協力金の個人での申請受付に関するお知らせです。本日配布の農業委員会だよりの5ページの上段をご覧ください。先程も少し触れましたが、経営転換協力金の個人での申請受付が今年度で終了する中で、農業委員会では、中間管理機構通しの農地の貸借を行う部分で関わっていますが、個人での申請受付に間に合わせるためには、今年の10月総会までに貸借の提案をする必要があり、その申出の締切が9月24日となっていますのでお知らせするものです。お知り合いの方で、経営転換協力金申請をお考えの方がいらっしゃいましたら情報提供いただければ幸いです。よろしく申し上げます。</p> <p>最後の3点目ですが、資料はありませんが、農業者年金の現況届の件についてのお礼です。農業者年金の現況届が未提出の方について、各地区農地パトロールの際、未提出の方の地区担当委員の方に、お声がけ等のご協力をお願いしたとこ</p>

	ろですが、ご多忙の中、早速対応をいただき、大変ありがとうございました。お陰様で、未提出者がかなり（区全体で10名程度まで）減少しました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。どうも有難うございました。事務局からは、以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。何か質問等がありますか。
	（なし）
議長（会長）	特になければ、以上をもちまして7月定例総会を終了します。

閉会時間：午後2時55分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 武 田 要一郎

署名委員 小 林 喜一郎

